

○平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正案	現行																		
<p>一 (略)</p> <p>一 送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を発射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。</p> <table border="1" data-bbox="190 571 1077 708"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>送信時間</th> <th>送信休止時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>人・動物検知通報システム用</td> <td>六〇秒 注¹⁰</td> <td>一秒 注¹⁰</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1～9 (略)</p> <p>10 送信時間及び送信休止時間については、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) 空中線電力が一〇ミリワット以下、かつ、キャリアセンスを備えていない無線設備については、五秒間当たりの送信時間の総和は一秒以下であること。</p> <p>(2) 電波を発射してから連続する六〇秒以内の場合は、その発射を停止した後、送信休止時間を設けずに再送信することができるものとする。</p> <p>二 キャリアセンスは、次のとおりであること。</p> <p>1 1 <u>テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用(四〇〇MHz帯又は一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。以下この号において同じ。)</u>、<u>人・動物検知通報システム用、無線電話用並びに無線呼出用の無線設備にあつては、次のとおりであること。</u></p>	用途	送信時間	送信休止時間	(略)	(略)	(略)	人・動物検知通報システム用	六〇秒 注 ¹⁰	一秒 注 ¹⁰	<p>一 (略)</p> <p>一 送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を発射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。</p> <table border="1" data-bbox="1153 571 2040 708"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>送信時間</th> <th>送信休止時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>動物検知通報システム用</td> <td>六〇〇秒 注¹⁰</td> <td>一秒 注¹⁰</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1～9 (略)</p> <p>10 送信時間及び送信休止時間については、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) 空中線電力が一〇ミリワット以下の無線設備については、五秒間当たりの送信時間の総和は一秒以下であること。</p> <p>(2) 電波を発射してから連続する六〇〇秒以内の場合は、その発射を停止した後、送信休止時間を設けずに再送信することができるものとする。</p> <p>二 キャリアセンスは、次のとおりであること。<u>ただし、用途が無線電話(空中線電力が一ミリワット以下のものに限る。)</u>のものについては、<u>通信方式が複信方式及び半複信方式であつても自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。</u></p> <p>1 1 <u>テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用(四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。)</u>、<u>動物検知通報システム用、無線電話用並びに無線呼出用の無線設備にあつては、絶対利得が一・一四デシベルの空中線に誘起する電圧が七マイクロボルト以</u></p>	用途	送信時間	送信休止時間	(略)	(略)	(略)	動物検知通報システム用	六〇〇秒 注 ¹⁰	一秒 注 ¹⁰
用途	送信時間	送信休止時間																	
(略)	(略)	(略)																	
人・動物検知通報システム用	六〇秒 注 ¹⁰	一秒 注 ¹⁰																	
用途	送信時間	送信休止時間																	
(略)	(略)	(略)																	
動物検知通報システム用	六〇〇秒 注 ¹⁰	一秒 注 ¹⁰																	

(1) 受信入力電力の値が給電線入力点において(一)九六デシベル(一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備にあつては、(二)一〇〇デシベル)(一ミリワットを〇デシベルとする。)以上の値となる他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数(複信方式及び半複信方式のものにあつては、受信周波数に対応する送信周波数)の電波の発射を行わないものであること。この場合において、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備(空中線電力が〇・〇一ワットを超えるものに限る。)にあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えた値を超過した値に達するまでの間、電波の発射を行わないものであること。

(2) キャリアセンスを行った後の最初の送信から前項の送信時間内において行う送信については、キャリアセンスを要しない。

(3) キャリアセンスに用いる空中線系は、送信に用いる空中線系であること。ただし、送信に用いる空中線系と同等以上の特性のものを用いる場合は、この限りでない。

(4) 人・動物検知通報システム用の無線設備にあつては、(1)から(3)までに規定するもののほか、一又は二の無線チャネルを同時に使用する場合は、その使用する全ての無線チャネルについてキャリアセンスを行うものであること。

(5) 無線電話用の無線設備(空中線電力が一ミリワット以下のものに限る。)であつて、通信方式が複信方式及び半複信方式のものにあつては、自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。

2 (略)

上の他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数(複信方式及び半複信方式のものにあつては、受信周波数に対応する送信周波数)の電波の発射を行わないものであること。この場合において、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備(四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用し、空中線電力が〇・〇一ワットを超えるものに限る。)にあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないものであること。

2 (略)

3 データ伝送用(一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。)の無線設備にあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に誘起する電圧が四・四七マイクロボルト以上の他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数(複信方式及び半複信方式のものにあつては、受信周波数に対応する送信周波数)の電波の発射を行わないものであること。この場合におい

3・4 (略)

四 送信時間制限装置の備付けを要しない無線設備は、次のとおりとする。

1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用

(1) 四二九・二四六八七五MHz以上四二九・七三七七五MHz以下、一、二二六・〇三二二五MHz以上一、二二六・五MHz以下又は一、二五二・〇三二二五MHz以上一、二五二・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(2) 四二九・八二五六二五MHz以上四二九・九二五六二五MHz以下、四四九・七一五六二五MHz以上四四九・八二五六二五MHz以下、四四九・八四〇六二五MHz以上四四九・八七八二二五MHz以下又は四六九・四四〇六二五MHz以上四六九・四七八二二五MHz以下の周波数の電波を使用するものうち、チャンネル間隔が六・二五kHzかつ空中線電力が一ミリワット以下のもの

(3) 一、二二六・五三二二五MHz以上一、二二七MHz以下又は一、二五二・五三二二五MHz以上一、二五三MHz以下の周波数の電波を使用するものうち、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下のもの

2～6 (略)

五 キャリアセンスの備付けを要しない無線設備は、次のとおりとする。

1～5 (略)

6 人・動物検知通報システム用の無線設備のうち、その空中線電力が一〇ミリワット以下であるもの

六 設備規則第四十九条の十四第一号のへの条件を適用しない送信装置の技術的条件は、次のとおりとする。

1～5 (略)

6 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の送信装

4・5 (略)

四 送信時間制限装置の備付けを要しない無線設備は、次のとおりとする。

1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設

備のうち、四二九・二五MHz以上四二九・七三七七五MHz以下、一、二二六・〇三七五MHz以上一、二二六・五MHz以下及び一、二五二・〇三七五MHz以上一、二五二・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの又は一、二二六・五三七七五MHz以上一、二二七MHz以下及び一、二五二・五三七七五MHz以上一、二五三MHz以下の周波数の電波を使用するものうち、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下のもの

2～6 (略)

五 キャリアセンスの備付けを要しない無線設備は、次のとおりとする。

1～5 (略)

6 動物検知通報システム用の無線設備のうち、その空中線電力が一〇ミリワット以下であるもの

六 設備規則第四十九条の十四第一号のへの条件を適用しない送信装置の技術的条件は、次のとおりとする。

1～5 (略)

6 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の送信装

置であつて、四〇〇MHz帯又は一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものにあつては、次のとおりであること。

(一) チャンネル間隔が二五kHzのもの

変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から二五kHz離れた周波数

(八kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと。

(二) チャンネル間隔が五〇kHzのもの

変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から五〇kHz離れた周波数

(一六kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと。

7 (略)

8 無線電話用の送信装置であつて、四一三・七MHz以上四一四・一四三七五MHz以下又は四五四・〇五MHz以上四五四・一九三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、搬送波の周波数から一・五kHz離れた周波数の(四・二五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと。

七 設備規則第四十九条の十四第二号のホの人・動物検知通報システムの隣接チャンネル漏えい電力は、次のとおりとする。

1 隣接チャンネル漏えい電力は、次の表の上欄に掲げる占有周波数帯幅の区分に従い、同表の下欄に掲げる周波数の(kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと。

置で四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの(発射する電波の占有周波数帯幅が八・五kHz以下のものを除く。)にあつては、搬送波の周波数から二五kHz離れた周波数の(八kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと。

7 (略)

8 テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用の送信装置で一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものの技術的条件は、次のとおりであること。

(一) チャンネル間隔が二五kHzのもの

変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から二五kHz離れた周波数

(八kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと。

(二) チャンネル間隔が五〇kHzのもの

変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から五〇kHz離れた周波数

(一六kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと。

占有周波数帯幅	周波数
五・八kHz以下	搬送波の周波数から六・二五kHz離れた周波数
五・八kHzを超え一・六kHz以下	搬送波の周波数から九・三七五kHz離れた周波数
一一・六kHzを超え一七・四kHz以下	搬送波の周波数から一一・五kHz離れた周波数

2) 前号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる中心周波数を使用する場合にあつては、同表の上欄の区分に従い、同表の中欄に掲げる帯域内隣接チャネルの周波数の（ kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であり、かつ、同表の下欄に掲げる帯域外隣接チャネルの周波数の（ kHzの帯域内に輻射される電力（絶対利得が〇デシベル以下の送信空中線を使用する無線設備にあつては同等値等方輻射電力）が一マイクロワット以下であること。）

中心周波数	帯域内隣接チャネルの周波数	帯域外隣接チャネルの周波数
一四二・九三四三 七五MHz	搬送波の周波数から六・二五kHz高い周波数	一四二・九二二MHz
一四二・九三七五 MHz	搬送波の周波数から九・三七五kHz高い周波数	
一四二・九四〇六 二五MHz（占有周波数帯幅が一・六kHzを超えるものに限る。）	搬送波の周波数から一一・五kHz高い周波数	
一四二・九七八二 二五MHz（占有周波数帯幅が一・六kHz	搬送波の周波数から一一・五kHz低い周波数	一四三MHz

一四六・九八四三 MHz	搬送波の周波数から 六・二五kHz低い周波 数	
一四六・九八二二 MHz	搬送波の周波数から 九・三七五kHz低い周 波数	
一四六・九三七五 MHz	搬送波の周波数から 九・三七五kHz高い周 波数	一四六・九二MHz
一四六・九三四三 MHz	搬送波の周波数から 六・二五kHz高い周波 数	
一四二・九八四三 MHz	搬送波の周波数から 六・二五kHz低い周波 数	
一四二・九八二二 MHz	搬送波の周波数から 九・三七五kHz低い周 波数	
kHzを超えるもの に限る。)		

3 前二号の規定にかかわらず、空中線電力が一〇ミリワット以下の
場合にあつては、第一号の表の上欄に掲げる占有周波数帯幅の区分
に従い、同表の下欄に掲げる周波数の（ kHzの帯域内に輻射さ
れる電力（絶対利得が〇デシベル以下の送信空中線を使用する無線
設備にあつては、等価等方輻射電力）が一マイクロワット以下であ
ること。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に受けている一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法

第三十八条の二の二第二項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第二項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。

- 3) この告示による改正前の平成元年郵政省告示第四十九号の規定に適合する一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備については、平成三十三年八月三十一日までの間に限り、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。